

議案第 4 9 号

山陽小野田市障害者支援施設条例等を廃止する条例の制定について
山陽小野田市障害者支援施設条例等を廃止する条例を次のように定める。

令和 7 年 5 月 2 3 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市障害者支援施設条例等を廃止する条例
次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 山陽小野田市障害者支援施設条例（平成 2 4 年山陽小野田市条例第 1 1 号）
- (2) 山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例（平成 2 4 年山陽小野田市条例第 1 2 号）
- (3) 山陽小野田市児童発達支援事業所条例（平成 2 9 年山陽小野田市条例第 6 号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による廃止前の山陽小野田市障害者支援施設条例及び山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の規定により生じた利用料並びに山陽小野田市児童発達支援事業所条例の規定により生じた利用料金の支払いについては、なお従前の例による。